

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	480
	第2種電柱		730
	第3種電柱		990
	第1種電話柱		430
	第2種電話柱		680
	第3種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	850	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77

		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			100
		外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			180
		外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの			260
		外径が1メートル以上の もの			510
法第32条第 1項第3号 に掲げる施 設	自動運行補 助施設	法第2条第 2項第5号 に規定する 自動運行装 置による検 知の対象と して設置す る導線その 他の線類	地下に設け るもの	長さ1メートルに つき1年	3
			その他のも の		9
		道路の構造又は交通の状 況を表示する標示柱その 他の柱類		1本につき1年	680
		その他のも の	上空に設け るもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	430
	地下に設け るもの		260		
		その他のもの			
法第32条第1項第4号に掲げる施設					850
法第32条第 1項第5号 に掲げる施 設	地下街及び 地下室	階数が1のもの			Aに0.004を乗 じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.006を乗 じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗 じて得た額
		上空に設ける通路			430
		地下に設ける通路			260
		その他のもの			850

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870
	標識		1本につき1年	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
		その他のもの	1本につき1月	87
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870
		その他のもの		430
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	87
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				85
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く）	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗

	く。)に設		じて得た額
	けるもの	階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額

備考

1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。2及び3を除き、以下同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。3を除き、以下同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル未満若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル未満若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間等が1年未満であるとき又はその期間等に1年未満の端数があるときは月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは1月とみなす。

8 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間等が1月未満であるとき又はその期間等に1月未満の端数があるときは1月として計算する。